

4月から水道メーターの検針を再開します

4月中旬から検針員が廻りますので、メーターボックスの上に物を置かないなど、円滑な検針作業にご協力をお願いします。検針日は地区によって異なりますので、「市ホームページ」または「使用水量等のお知らせ」でご確認ください。

概算水量により計算した冬期間の水道料金は、5月請求分(4月検針分)で精算します。過納金が発生した場合は6月請求分以降に充当します。4月の検針の際にお届けする「使用水量等のお知らせ」をご確認ください。

- ①冬期間に実際使用した分の金額(1月分～5月分請求金額の合計)
- ②すでに概算で請求している金額(1月分～4月分請求金額の合計)
- ③冬期間の精算による5月分請求金額
(基本料金を含めた精算になります)
- ④過納によりお預かりしている金額(②－①)
⇒6月請求分以降充当する金額

- 精算により不足分が出た場合(概算水量より使用水量が多かった場合)は5月分で請求します。
- 団地など、冬期間も検針している場合は精算ありません。
- 料金については「使用水量等のお知らせ」裏面の料金表をご覧ください。
- 漏水で料金が高額になった際、漏水箇所によっては申請により減免になる場合があります。修理してもらった指定店にご相談ください。

夜間休日の問い合わせについて

夜間や休日の漏水などについては、水道管理センター☎(88)3051へご連絡ください。
水道料金や水道の休開栓については、平日の日中に市上下水道課へお問い合わせください。

過納金が発生している場合の例

5月請求分(4月検針分)

施設番号	メーター番号	口径	使用人数
		20mm	人

検針等のお知らせ

	上水道	下水道(農集排)
今回指針	50m ³	
前回指針	10m ³	
旧メーター水量		
使用水量	40m ³	
汚水量合計		40m ³
概算水量	80m ³	80m ³
請求水量	0m ³	0m ³

料金等のお知らせ

	水道料金	下水道(農集排)使用料
① 冬期使用分	15,125円	9,625円
② 概算金額計	20,020円	16,060円
③ 請求金額	0円	0円
④ 預かり金額	4,895円	6,435円

③ 5月請求分の合計は 0円です
口座振替の方の振替日は 5月25日です
現金で納入の方には後日納付書を郵送します

